

京都市告示 第 246 号

計量法第 21 条第 2 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに該当するひょう量 5 トン未満の質量計の定期検査の実施について次のとおり定めます。

平成 17 年 6 月 20 日

京 都 市 長
梶 本 頼 兼

実 施 区 域	実 施 の 場 所	実 施 の 期 日
東山区・北区・伏見区 ・上京区・中京区	当該質量器の所在 場所	平成 17 年 7 月 20 日から 平成 17 年 8 月 19 日まで

(産業観光局 計量検査所)